

上・下水道利用の 開始と中止の連絡はお早めに！



引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まりましたら、早めに水道課（☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで）へ連絡してください。

また、使用開始・中止する1か月前から3営業日前までの期間で、インターネットによる申し込みも可能。市ホームページの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課（☎71-8848）でお尋ねください。
申込専用ページ運営：大垣市水道料金等業務受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株



スマートフォン

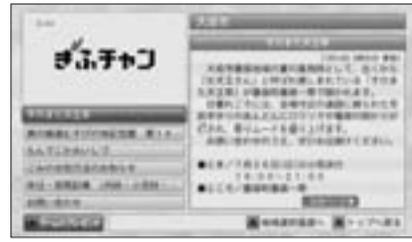


携帯電話用

県内情報まるわかり 市町村のデータ放送

市は、県下42市町村と協力し、ぎふチャン（岐阜放送）のデータ放送「市町村くらしの情報」を活用した情報発信を行っています。

ここでは、テレビを見ながら、県下全市町村のお知らせやイベント情報、観光情報などをご覧いただけます。



操作

ぎふチャン(デジタル8ch)にチャンネルを合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す

じゃんけんプレゼントキャンペーンを実施

ぎふチャン（岐阜放送）は、10月1日から11月20日まで、「市町村くらしの情報」内で、「じゃんけんプレゼントキャンペーン」を行っています。

じゃんけんに挑戦し、応募キーワードを獲得して、はがきまたは、ぎふチャン公式ホームページの応募フォームからご応募ください。抽選で「岐阜県産の柿」を10人にプレゼントします（応募は1世帯1応募）。

詳しくは、「市町村くらしの情報」をご覧ください。

案内

オータムジャンボ宝くじの発売

オータムジャンボ宝くじが、9月26日から10月14日まで発売されます。



1枚300円で、賞金は1等・前後賞合わせて5億円。抽せん日は10月21日です。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

アクア・トぎふ 敬老の日特別企画 65歳以上は入館無料

世界淡水魚園水族館「アクア・トぎふ」（各務原市）は、敬老の日特別企画として、9月17日から20日まで、65歳以上の人

の入館料を無料にします。

なお、年齢確認のため、運転免許証や健康保険証などの提示が必要です。

詳しくは、同水族館（☎0586-89-8200）へ。

ご利用ください 農業関係の融資制度

日本政策金融公庫岐阜支店は、長期低金利な農業関係の融資制度により、認定農業者の規模拡大や6次産業化、新規就農、農業参入の取り組みなどを応援しています。

詳しくは、同公庫岐阜支店（☎058-264-4855）へ。



ご利用ください 「国の教育ローン」

高校や大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度「国の教育ローン」があります。

学生1人につき350万円以内

を、固定金利（平成28年5月10日現在、年1.90%）で利用できます。

詳しくは、教育ローンコールセンター（☎0570-008656、☎03-5321-8656、平日は午前9時～午後9時、土曜日は午前9時～午後5時）へ。

無戸籍解消のための窓口

法務局や市は、日本国民であっても戸籍に記載されていない人のために相談窓口を設けています。

戸籍に記載されていない事情は、人によってさまざまです。どのような手続きをとればよいか、秘密厳守で相談できます。

詳しくは、岐阜地方法務局戸籍課（☎058-245-3181）または大垣市役所窓口サービス課（☎47-8763）へ。

引揚者から預かった通貨・証券などの返還

名古屋税関は、終戦後に外地から引き揚げた人が、税関などに預けた通貨や証券などを返還していますが、今なお引き取り手がなく保管されたままのものが多数あります。

返還請求や問い合わせは、本人だけではなく、家族でも可能です。心当たりのある人は、お問い合わせください。

詳しくは、名古屋税関（☎052-654-4060）へ。

締切迫る！

シンボルマークを募集

障がい者サポーター制度

市は、障がいの特性や必要な配慮を理解し、ちょっとした手助けを行う人を育成・登録する「障がい者サポーター制度」を始めます。現在、シンボルマークを募集中です。ぜひご応募ください。

- ◆募集内容／「障がいの有無にかかわらず、互いに助け合い、共に安心して暮らせるまち大垣」をイメージした図形やイラスト、ロゴなどを用いたデザイン
- ◆応募規定／①A4サイズ白地用紙にカラーで作成（データの場合3MB以内のJPEGファイル）②未発表のオリジナル作品で第三者の著作権・商標権などを侵害しないもの（採用作品の著作権・使用権は市に帰属）③応募は1人1作品
- ◆応募方法／9月30日（必着）までに、作品とその説明などを記入した応募用紙（市HPからダウンロード可）を郵送またはメールで障がい福祉課（〒503-8601 丸の内2-29、e-mail: sho.gaifukushi@city.ogaki.lg.jp）へ
- ◆備考／採用者には図書券1万円分を贈呈
- ◆問合せ／同課（☎47-7298）へ

シリーズ *May I help you?* ②

～何かお手伝いすることはありますか？～

障がいの有無に関わらず、ともに暮らしやすい社会を実現するためのきっかけ作りとして連載中のシリーズ「May I help you?」。今回は、視覚障がいの特性や必要な配慮についてお伝えします。詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。

第2回 視覚障がいのある人

▶障がいの特性

視力、視野、色覚などの障がいです。文字を読み取ったり、慣れない場所で移動したりすることが困難です。

また、目からの情報を得にくいため、音声や手で触るなどして、情報を入手しています。

▶必要な配慮

周りの状況が分かりにくいいため、会話を始める際はこちらか

ら声をかける必要があります。会話では、「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30センチ右」「2歩前」など具体的に表現します。

また、白杖を持つ人が困っているときは、何に困っているのか、どのようにサポートしたらよいのかを尋ねましょう。



白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク